

大阪市告示第900号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年7月8日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和6年7月16日（火）	午前7時から
	令和6年7月22日（月）	午後9時まで
南港中央庭球場	令和6年7月16日（火）	午前9時から
	令和6年7月22日（月）	午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年7月7日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年7月13日（土）から 同月15日（月）まで	
	令和6年7月17日（水）から 同月21日（日）まで	
	令和6年7月23日（火）から 同月27日（土）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）